## エジプトにおける資本主義発展の起点と伝統的社会

中 岡 三 益

後進国における社会主義への体制移行に関して、今日、アラブ連合共和国(エジプト)のいわゆる「アラブ社会主義」体制が一つの代表的事例とされている。後進性と従属性の克服を目標とするこの社会主義体制は、エジプト社会体制の長期的な変容過程から帰結された発展の現段階である。この現段階にいたる過程は、アラブ社会主義体制がその克服を目標とする後進性と従属性のエジプト的型態が形成・展開されてきた過程であり、次の3画期に分けることができる。

第1画期。 西欧のエジプト財政支配とムハンマド・アリー王朝のエジプト人差別政策に対するアラービー革命の失敗後、 綿作モノカルチュアにたつ地主制が確立する時期。 この画期は、イギリスのエジプト単独占領=軍事的支配と、 いわゆるクローマー体制による 制度的改革=その集約点・地租改正を特徴としている。

第2画期。第1次大戦を契機とするザグルール 革命による「独立」の達成後,第1画期の原型に 修正・再編成が行なわれる時期。この画期は,イ ギリスの軍事的支配の継続,エジプト資本主義の 発展,議会主義・政党政治およびイギリスの金融 ・市場支配を特徴としている。

第3画期。1952~58年(スエズ戦争)にいたるエジプト革命による政治的独立の達成期。しかし、この画期には社会革命の明確なプログラムを持つにいたらない。

本稿は、上記の第1画期、 すなわちエジプト地

主制を基盤とする 従属体制の原型形成期に関する 覚書である。

## I いわゆるクローマー体制の概観

19世紀のいわゆる近東問題は、オスマーン帝国に対する西欧(ロシアを含め)の支配権確立・帝国の分割を中心争点とするが、なかでもボスフォラス海峡と後のスエズ問題が重要であった。このとき、帝国領内のエジプトに強力な政権が成立した。

オスマーン帝国領域内で「もっとも活力ある部 分」といわれ、 その工業力においてエジプト産綿 布がイギリス綿布の 近東市場支配に対する脅威で あると認められ, かつシリアからスダーンにいた る「帝国」建設を達成した 軍事力をもったムハン マド・アリー王朝がそれである。 このムハンマド アリー王朝に対するイギリスを中心とする 1840 年の「集団安全保障」という名の干渉により、エ ジプトにおける土着の政権の西欧への従属が 始ま った。同時に、ムハンマド・アリーの「帝国」を ささえた軍事力と経済力の基盤である2本の柱, すなわち王朝的土地公有制にたつ農作物の政府独 占と、政府企業およびギルドの政府規制による王 朝的「産業独占」体制が解体し、この独占体制の 解体とともに鍵産業(軍事工業と木綿工業)そのも のの壊滅が起こった。クローマー体制に先行する 第1の画期である ムハンマド・アリー時代につい で、第2の画期であるサイードとイスマーイール 時代がくる。

ムハンマド・アリーの後継者のうち,サイード (1854~63年) およびイスマーイール (1863~79年) の時期は、ムハンマド・アリーの王朝的土地公有 制の解体期であり、1858年のサイディーア法以後、私的土地所有権の確立への方向が現われ、他方灌 漑用運河等の建設により農地の急激な拡大が みられた。この農業における資本主義発展の準備は、とりわけ南北戦争によるエジプト綿のブームによって、綿作地の飛躍的拡大として現われた。 P・K・オブライエン(ロンドン大学講師)の 試算によれば、この時期の農業発展は第1表のように、著しいものがある。

第1表に示されるように、1830年代と1870年代とを比較すると、耕地面積が約1.3倍であるのに対し、綿花収量が十数倍、食糧(小麦、メイズ)もまた生産量を急増させている。イスマーイール時代の公共投資総額4524万ポンドのうち、運河と鉄

第1表	農業の発展	(1832~79年)	(単位:	1000)
-----	-------	------------	------	-------

	*******						
1	農作物	綿	花	小	麦	メイ	ズ
		面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
		(フエツ)	(カン)	/フェッ\	(TN)	/フェッ\	(TN)
	年次	(ダーン)	(タール/	(フエッ) ダーン)	(デブ)	(フエッ)	(デブ/
	1832		136		1,001		1,221
	1833		56		1,450		910
	1834		214		1,344		837
	1835		144		950		1,010
	1844		153	914	2,534	799	4,495
	1871	699	2,044	1,200	-,		-, 200
	1872		2,299				
	1875		2,928		6,662	1,884	10,503
	1877		2,594	891		601	
	1878		1,686			1,884	
	1879	950	3,199	890		1,900	

(注) オブライエンも注意しているように、雑多な 資料より作成され、かつ年次により資料の基準が 違っているということから、おおまかな傾向をみ るものにすぎない。なおこの資料は、発表に先だ ちオブライエン氏がとくに筆者にタイプコピーを 提供されたものである。

(出所) P. K. O'Brien, The Long Term Growth of Agricultural Production in Egypt, 1821 to 1962 (unpub. mimeo.), 1965, p. 4.

道が過半を占めているが、この額は、ほぼ同期間中の政府歳入の半ばに相当する。そのため1862~73年の間に、エジプト政府は、6850万ポンドの外国借款を行なっている。

しかし1875年,累積した外債償却のため,有名 なイスマーイールのスエズ運河持株(全体の4分の 1に当たる)のイギリスへの売却譲渡があり、それ にもかかわらず、1876年エジプトの財政破産がお とずれた。 イギリス, フランス, イタリー, オー ストリヤの4カ国代表よりなる債務整理委員会が エジプトの国家財政を管理することになり、 イギ リスが政府収入を, フランスが政府支出を管理す るにいたった。1878年、いわゆるイギリス、フラ ンスの「二重管理」体制の確立によって, 政府収 入の約2分の1が外債償却に当てられることにな り、このためのヌバール内閣において、蔵相には イギリスのリバース・ウィルソン, 公共事業相に はフランスのド・ブリニェールが就任した。この 間,クローマーは債務処理,二重管理の総括者と してインド総督秘書から転出・派遣されている。

約1億ポンドといわれるこの外債償却のための 政府収入増大源として,貿易収入,関税収入等の ほかに重要な財源として農地税があてられ,1870 年代以後,農地税の引上げとひきかえに私的土地 所有権の授与が行なわれるのである。最終的には 1899年の農地税改正令にいたる約30年間は,地租 改正がエジプト資本の形成としてではなく,外債 償却というさし迫った必要から行なわれた時期で あり,第1次大戦にいたって外債償却が完了した のである。しかし,サイーディーア法以来の私的 土地所有確立の方向は,この外債償却のためにと られた地租改正によって完成され,同時に外国資 本の農業・土地への投資の法制的基礎を作ったの である。 「ヨーロッパ内閣」と呼ばれたヌバール内閣に対するエジプト軍将校のクーデターにより、1879年、「ヨーロッパ内閣」は瓦壊し、シェリーフ内閣の成立による立憲・自由主義、ついでリヤーズ内閣による「二重管理」体制への復帰を経て、1882年再度にわたる軍隊・国民党の反乱、すなわちアラービー革命が始まった。

アラービー革命は、 復活したシェリーフ内閣= 自由・立憲主義勢力, ジャマールッディーン・ア ル・アフガーニー およびムハンマド・アブドゥフ を指導者とするウラマー勢力、およびアラービー 大佐の指導する国民党・軍隊の三者による 「二重 管理」への抵抗であった。1883年、シェリーフ内 閣に代わり、 アラービーを陸相とする国民党内閣 が成立,「名士議会」の支持のもとに「二重管理」 体制の否定と軍隊のエジプト化が進むと、イギリ スは軍事力を背景にしてアラービー等国民党指導 者の国外退去を要求する最後涌諜を突きつけ、 逆 に反「二重管理」体制運動が大衆化し、 革命化さ せる結果となった。この年の夏, イギリスの武力 干渉が始まり、アラービー革命軍は敗北した。そ して1883年より、クローマー卿(当時サー・イヴリ ン・ベアリング)の1907年にいたる25年間の恩恵政 策の時期がくる。

クローマーのエジプト統治の時期は、ほぼイギリスの軍事占領が1904年の英仏協商によって国際的に承認されるまでの時期に相当する。クローマー自身がこの協商の主導者の1人であった。しかしクローマーがエジプト内閣の協力を得て、諸制度の改革、外部経済施設の改善等に着手しうるようになったのは、1891年から1907年にいたるムスタファ・ファハミー内閣の時期である。

クローマーの改革の集約点は、灌漑施設(1903年のアスワン・ダム完成を頂点とする)、農業技術、土地

制度,労働形態等を改善することによってエジプト地主制を確立し、その綿花モノカルチュアによって外債にみあう地租収入と綿花の輸出を確保することであり、財政的必要の観点が強かった。事実クローマーの統治期に外債の4分の3が償却されている。

この時期における農業生産の発展は、オブライエンによれば第2表のように試算されている。

クローマー統治の第2の集約点は、農業開発の 進展とは逆に、工業、なかんずく木綿工業の発展 を阻止すること、および各種製造業、商業の外国 人(非ヨーロッパ系を含め)支配の道を助長したこと にある。

第2表 (A) 耕地と作付け面積の拡大 (単位: 1000フェッダーン)

年	耕 地 面 積	作付け面積
1877	4,742	4,762
1895	4,874	6,431

(B) 1872/78期から1895/99期の農業発展指数

	時	期	総生産量	人口	耕地面積	け面	capita	け単位面	当た	capita 化化计
-	1872	2~78	100	100	100	100	100	100	100	100
	1895	5 <b>~</b> 99	186	165	104	116	113	160	178	70

(C) 1895~1914年の農業発展指数

時	期	総生 産量	人口	農村人口	農業働力	作付 け面 積	耕地面積	農業労働力当 た 産量	作付け 面積当 たり生 産量
1895~	99	100	100	100	100	100	100	100	100
1900~	04	110	108	108	108	109	108	102	101
1905~	09	116	116	117	118	113	109	98	103
1910~	14	121	124	125	126	114	107	96	106

(出所) (A) P. K. O'Brien, op. cit., p. 10.

(B) Ibid., p. 22.

(C) Ibid., p. 25, p. 28.

1899年の税制改革を最終的措置とする諸法令に より, 地租は法制的にまったく近代的な様相を帯 び,1892年から1907年にいたる間に,地籍調査お よび賃貸価格調査が行なわれ、1889年地租改正令 の適用が実現され、農業への資本投下の準備も完 成された。外債処理銀行としてエジプトにはいっ たクレディ・リヨネは、1880年にその子会社クレ ディ・フォンシェを設立、またエジプト・ナショ ナル・バンク (1898年設立、イギリス系) は、1902年 エジプト農業銀行を設立したが、これらは初め債 務処理の形で農業=綿花に外資が 投入されたこと を示している。 それは綿作のための土地獲得,灌 漑設備、 綿花取引、エジプト人土地所有者への農 業資金融資等に集中された。1900~07年の綿作投 機ブームは、このような投資=綿作投機の頂点を なすものであり、この間、ケース・イポテケール, エジプト・ランド・バンク, エジプト不動産銀行, クレディ・イポテケール等の設立があり、1900~ 07年の新設会社の資本の51%は土地会社のもので あった。1887年度設立のアブキール・カンパニー は3万フェッダン(約1万2000町歩)を所有・経営 するものであり、土地そのものへの投資とシェア ・クロッパー制による 直接経営の代表的なタイプ であった。しかしこの方式は時を経ずして破綻し, エジプト地主層の 綿作を金融・国際市場面から掌 握する方向が現われたのである。この時期におけ る外国の投資は、A・E・クラウチリーによれば 第3表のとおりである。

こうしてエジプト地主制とその上にたつイギリスの金融・財政支配の原型が現われたのであり、ここにエジプト地主層、さらにエジプト農業全体が先進資本主義体制との関連において占める役割が決定づけられた。1884~93年、1894~1903年、および1904~13年の10年ごとの輸出平均をみる

第3表 (A) 1902年払込み資本別企業 (単位: 1000LE)

会 社	外国資本	国内資本	計
不動産銀行	10,525	·	10,525
銀行・金融会社	2,174	118	2,292
農用地·宅地会社	2,395	1,242	3,637
運 輸 会 社 工業・商業会社	3,645 5,903	325 616	3,970 6,519
計	24,642	2,301	26,943

(B) 1902年国別払込み資本 (単	付	:1000LE)
---------------------	---	----------

	1	ギリス	フ	ランス	~	ルギー	そ	の他	糸	会 計
会 社	数	資本	数	資本	数	資本	数	資本	数	資本
不動產	至 2	2,208	1	8,317	_				3	10,525
銀 行・金融会社		2,096	1	63	-		1	15	5	2,174
農用地· 宅地会社		903	1	559	3	933			7	2,395
運輸会社	E 3	1,725	_		3	1,384	1	536	7	3,645
工 業・ 商業会社	16	3,045	3	2,609	4	249			23	5,903
総計	27	9,977	6	11,548	10	2,566	2	551	45	24,642

(出所) (A) A. E. Crouchley, The Investment of Foreign Capital in Egyptian Companies and Public Debt, Ministry of Finance Technical Paper No. 12, Government Press, Cairo, 1936, p. 45. (B) Ibid., p. 46.

と,綿花輸出は全輸出の78.3%,83.2%,90.9% となっている。そしてアレクサンドリアの綿花市 場に原綿を持ち込むのはギリシャ商人であった。

この時期のエジプト海外貿易における 綿花輸出の比重は、 $M \cdot H \cdot アッバースによると第4表のとおりである。$ 

## Ⅲ クローマー時代における資本主義発展と伝統的社会

エジプト農業については、二つの対照的な見方がある。 あるいは二つの見方というよりも、二つの側面というほうが妥当であろう。 すなわち、そ

第4表 エジプト貿易に占める綿花輸出の比重 (単位: 100万エジプト・ポンド)

年	輸入総計	輸出総計	線花・綿種子 輸 出
1 8 8 5	12,904	12,748	9,145
1 8 8 6	9,687	13,173	8,402
1 8 8 7	11,204	12,862	8,819
1 8 8 8	9,777	13,172	8,133
1 8 8 9	8,921	14,030	10,001
1 8 9 0	11,052	14,089	9,652
1 8 9 1	12,026	15,554	10,533
1 8 9 2	4,728	15,554	10,761
1 8 9 3	11,665	16,471	10,366
1 8 9 4	11,262	13,894	9,638
1 8 9 5	12,709	15,139	10,663
1 8 9 6	13,549	16,268	11,213
1 8 9 7	13,525	14,922	10,446
1 8 9 8	13,723	13,961	9,959
1 8 9 9	15,957	17,161	13,235
1 9 0 0	18,227	19,727	14,999
1 9 0 1	- 18,330	18,586	13,773
1 9 0 2	- 19,594	19,881	15,795
1 9 0 3	- 23,184	21,325	17,178
1 9 0 4	- 28,166	23,542	18,222
1 9 0 5	26,346	24,230	17,520
1 9 0 6	33,088	26,945	22,708
1 9 0 7	33,889	32,749	26,152
1 9 0 8	29,305	25,986	19,562
1 9 0 9	29,241	32,533	23,910

(出所) Mohamed Hosny Abbas, Essai sur l'Évolution du Commerce Extérieur Égyptien, Imp. C. Tsoumas & Co., Le Caire, 1946, p. 61.

の一つは、エジプト農業が土地生産性の面で他の低開発国一般にみられないような高さを早期に達成しているという側面である。灌漑設備の早くからの発達、多肥農法・三輪作農法、および優良種子の配給という型での農業技術の発達にささえられ、綿花を初めとする主要農作物の反当たり収量はきわめて高い(注1)。この方式は、アスワン・ダム第2期工事の完成期、すなわち1930年ごろに土地生産性のピークを達成している。他の一つは、エジプト農業が「封建的」な社会関係にしばられており、制度的にきわめて遅れているという側面である。エジプト農民という言葉は、しばしばもっとも劣悪な状態にある「隷農」をさす修飾語として用いられる。問題は、この二つの側面が、クローマー時代を起点とする地主的商品経済の発展

の極を示すものであるところにある。農業生産と その基底にあって生産を規制する制度的枠組みと の関連は、つねにエジプト農業研究者が好んで扱 う課題であるが、伝統的社会構造の中心にある農 村の大家族・共同体の問題については、エジプト 資本主義の構造的特質という視角からとらえよう としたものは少ない。なぜならば、それは資本主 義の構造的特質をなしていたという点で、また現 在のアラブ社会主義の構造的特質をなしていると いう点で、きわめて政治的な問題であるからであ る。

かつて S・ガダッラーフは, 第1次農地改革 (1952年) について,「土地改革は小規模の独立農家 を創設するという意図において失敗している。改 革は、 伝統的な大家族と親族集団の組織を解体し えず, かえってその相互関係を強化し, その機能 の及ぶ範囲を広げた。……改革前には、大家族の 成員は、家長から借りた土地で生計をたててい た。改革後においても、 土地所有権は家長に与え られ、状況は変わっていない。……大家族の成員 はなお, かれらの家長に与えられた土地から生計 を得ているのである。 協同組合の成立によって, 大家族と親族集団は共通の農業上の役割を与えら れた。つまり、改革前にはそれらは独自に農業に 従事していたが, 改革後には協同して土地を耕し, 生産物を市場に出すための 組織を作ることを余儀 なくされた」(注2)と述べている。ここにエジプト 農村の大家族共同体にふれることは、そのまま農 地改革批判となるという側面が 明確に指摘されて いる。このような、 きわめて現在的意味をもつ大 家族共同体を基底においたエジプト地主制の原型 が、クローマー時代に形成されたのであり、 乏し い資料にもかかわらず、これを避けて通ることは できない。

通説では、1899年の農地税改正令が、農地税の 法制的な意味での近代化の措置とされ、 ハッラー ジ税賦課地とウシュリー税賦課地との 差別を解消 し、通常税と暫定税に改正したところにその意義 が求められている(注3)。 つまり農地税が保有・所 有の身分的性質によって区別される原則から、 土 地の等級によって 区別される原則に変わったので ある。土地所有の法的観念が、1899年の農地税改 正令によって根本的に改められ、 賃貸価格を基礎 とする税額の決定, 資本主義的な農業経営を可能 ならしめる税率の設定, 地籍簿・地籍図を完備し た土地台帳登記による所有の明示、および徴税方 法の公的機関化の4条件が、名目的であるにして も完備されたのである。この1899年の農地税改正 令が、1939年法令第113号および1949年法令第65 号によって賃貸価格の再評価と税率の引下げの2 点を修正される形で原則的に継承され、現在にい たっていることは、十分注目に値するものである。 この法制的改革の画期的な性格と,その反面,現 実の所有者=税負担者および個別的負担税額の確 認方法が「共同体的慣行」にまかせられ、 法制的 改革がこの末端における「共同体的慣行」を追認 する形で存在してきたこととは、 二律背反ではな く, 法理的な近代制と法社会学的な旧守性とが癒 合してきたことを示している。このような二重の 意味をもつ体制の原型が クローマー時代に形成さ れたのである(注4)。

このようなクローマー時代における 伝統的社会 と資本主義発展を、 旧来の伝統的社会の転機とし てのクローマー時代という観点から 検討してみた い。

第1に灌漑の側面から、クローマー時代の転機 としての意味と、そこに成立する地主制の原型に ついてふれてみよう。 エジプトにおいては、二つの灌漑方式がある。 それはアル・ライイ・アル・ハウディーとアル・ライイ・アル・ダーイムであり、普通英語では basin irrigation と perrenial irrigation と訳され ているものである。ここではハウド式灌漑とダー イム式灌漑としておく。ハウド式灌漑は19世紀後 半まで支配的な型であり、クローマー時代からダーイム式が支配的であるとおおまかにみてよい。

さて,ハウド式灌漑においては,直接生産者・ 農民が耕作日程を独自にたてることができず、大 きな地域にわたる共同体が耕作の単位となる。ナ イル流域の大規模なハウド(溜池ともいうべき)を単 位として灌漑の日程が組まれ、上流のハウドから 順々に政府の指示によりハウドへの注水が 行なわ れる。ダーイム式灌漑においては、ナイル増水期 の灌漑を基本とするハウド式灌漑と異なり、 揚水 ポンプによる恒常的な灌漑が可能となり、 それに よって他のアラブ地域にみられない 独自な輪作農 法が可能となり、 作付け面積の急激な拡大となっ て現われている。 ダーイム式灌漑においても,直 接生産者・農民が耕作日程を 独自にたてることは できないが, ハウド式灌漑にみられた大規模な灌 漑単位 (ハウド) に代わり, 小規模な灌漑単位ごと に耕作の独自性をもつことが可能になった。平均 灌漑単位面積を比較すれば, ハウド式においては, ナイル左岸で8200フェッダーン(1フェッダーン= 1.013エーカー), 右岸で400フェッダーンであったの に対し、ダーイム式においては20~30フェッダー ンが通常のハウドの規模となっている。したがっ て,ハウド式からダーイム式への転化は,小規模 な灌漑単位の独自性, すなわちその地域の地主の 独自性が生じていたことを意味している(注5)。

ハウド式からダーイム式への 灌漑方式の転化は 新田開墾と分村の進化を意味している。 ハウド式 において冠水不十分な劣等地が、ダーイム式にお いて優良地に転化され、 また耕地の拡大がみられ たのであるが、この場合、二つの型態、すなわち 新田開墾 が地主あるいは土地会社等によって行な われるものと、 母村の特定家族集団の移住によっ て行なわれるものとがあった。19世紀末から20世 紀初頭にかけての新田開墾の結果, いわゆるアズ バ型態の農場が簇出したのであるが<sup>(注6)</sup>, その中 心にあるものは地主あるいは土地会社によって開 発されたアズバ型態農場である。1899年の農地税 改正令において、 開発中という条件で暫定税を課 せられたのは、これらの新田開墾地であると推定 されるが、通常税よりはるか低い税率に保護され て農場の発展が行なわれたのである。また村の長 に免税地(10フェッダーン)が認められたが、これ らも小規模なアズバ型熊となって残っている。し たがって、ハウド式からダーイム式への転化は、 農業生産の内包的・外延的拡大の主要なにない手 として地主と土地会社をもち, アズバ型態農場を 中心とする綿作の発展に対応するものであった。 クローマー時代を転機とする 農業 生産力の発展 は、アズバ型態農場において行なわれたのである。 第2に大家族制の側面から、クローマー時代を

クローマー時代の大家族性の実態について 直接 それを示す資料は手元にない。 エジプト農村にお ける家族の実態調査は, A・アンマールに始まる といってよいが, 戦後行なわれた J・ベルク等の 調査から得られる結論は 次のとおりである(注7)。

起点とする地主制にふれてみよう。

(1) 家族集団の連帯・結合が強固に保たれている集団ほど、大規模な土地を所有している。各ナーヒア (共同体・大家族集団) の中で有力な指導的家族は、ほとんど例外なく家族集団の結合が強い。

- (2) 家族集団の連帯・結合が弱化し、分散して 居住している家族ほど、小規模な土地を所有す るか、あるいは小作人、労働者である。各ナー ヒアのうち、家族集団の結合が破れているもの ほど、家族集団の結合が強いものに従属する。
- (3) 分村に当たっても、ナーヒアのうちのある家族集団、あるいは家族集団のうちのある家族がまず新田開墾地に移住し、それに続いて集団の移住が起こる。
- (4) デルタ地帯農村から都市への移住に当たっても、都市に家族集団をもちこむ形で職業と居住区域が限定される。
- (5) 多くのアズバ型態農場における労働力は、家族集団の結合を維持していない。

さて、アズバ型態農場の発展は、クローマー時代に始まるとされているが、また農地改革の対象となった巨大地主の系譜はイスマーイールからクローマー時代にさかのぼるとされているが、在村の中小地主の系譜については、それがイスマーイールあるいはクローマー時代を起点とするという確証は困難である。しかし、サイディーア法から南北戦争の綿花ブームの時期をもって、いわゆる「農民の黄金時代」と称すること、イスマーイールの後半から土地私有権確立の過程において土地所有の分化が著しくなったこと、またこの時期にナーヒアの中での指導的家族の交替が推定されること等から、一応在村地主・ナーヒアの指導的家族の系譜をクローマー時代に設定しても、あながち見当違いとはいえないであろう。

クローマー時代が転機としてもつ意義は、農民 に対する賦役の廃止にも現われている。賦役は、 元来灌漑設備の開さく・保持のため、ナーヒアご とに強制割当てされたものであるが、ムハンマド・ アリー時代末とイスマーイール時代末との40年間 に賦役の直接徴収は半分に減じ、代金納制が導入されている。つまり代金納しえない農民が、直接労働を提供する形であるが、アラービー革命において、すべての農民に対する賦役徴集の廃止が要求され、税は人身に課せられるのではなく、土地に課せられるべきであるという原則が主張されるにいたっている。1885年、賦役制による労働力の徴集方法は、請負制に改正された。この請負制においては、政府の公共事業費と地主支配下の農村労働力とが結合されているのであり、地主――差配――親方の系列下で徴収される農村の余剰労働力が前提として考えられる。

以上,クローマー時代における資本主義の導入とそれに対応する伝統的社会の変容について 簡単に考察してみた。 戦後の農地改革の対象となったエジプト地主制の原型は,以上に考察したように,クローマー時代に形成されたといってよい。 エジプト地主制が, 古い社会関係を維持しながらも,いち早く農業生産力発展のにない手として, また商品生産農業のにない手として順応していったことは, その後の両大戦間におけるエジプト産業資本の発展とともに,十分注目されるべきであろう。

(注 1) Maḥmūd El Imām, A Production Function for Egyptian Agriculture, 1915—1955, Institute of National Planning Memo, No. 259, Cairo 参照。また多肥農法に関しては、拙稿「エジプトにおける農業協同組合に関する覚書」(『アジア経済』,第5巻第12号,昭和40年)参照。ちなみに,化学肥料の投入は, $P\cdot K\cdot オブライェンの試算によれば,1915~19年を100とすると,1925~29年に387,1935~39年に910,1945~49年に600,1955~59年に1528となっており,戦後とくに急増している。$ 

(注2) M. S. S. Gadalla, "Land Reform in Relation to Social Development of the Farm Population in Egypt" (unpub. Ph. D. Thesis), Univ. of Missouri, 1960, pp. 206~207. ただしガダッラーフは,この博士論文を基にした著書, Land Reform in

Relation to Social Development in Egypt (Univ. of Missouri Press, 1962) において、この部分を削除している。昭和40年度の現地調査の際、同氏にその理由をただしたところ、同氏はこの問題がエジプト農村の基本的な構造にかかわるものであることを肯定したうえで、いま政府および研究者の第一関心となっていないという説明をしていた。

(注3) 所有が身分的格差によって免税された土地は、1854年、10分の1の現物税を支払うべき規定により、ウシュリー課税地という範疇が設定された。1858年のサイディーア法によって、ウシュリー課税地の完全所有権とハッラージ課税地の抵当権、売買権、譲渡権、借地権が認められ、私有権確立の第一歩が始まったが、なおウシュリー税とハッラージ税の差が著しく、ハッラージ税は同一等級とみなされる土地について、ウシュリー税の4~5倍とみられていた。このウシュリー税の暫定税への切替えにより、旧ウシュリー課税地の所有者および新規の国有地払下げをうけた者は、暫定税によって農業経営上、有利な立場をもつことができたのである。

(注4) この問題については、拙稿「エジプトにおける1899年の農地税改正令について」、『土地制度史学』、第21号、昭和39年、を参照。

(注5) 私的土地所有権の確立に伴い、私的水利権の確立が生じた。この場合、2ヵ村以上の耕地を灌漑する水利幹線の権利は国家にあり、それ以下の支線の権利は、私的水利権として個人の手に帰した。しかし水利権をめぐる争いのあるたびに、この私的水利権を国家の手に回収する方向がみられる。

(注6) 元来, エジプトにおいては, 村の居住地外の耕地に, いかなる建造物を設けることも禁止されていた。ところが, ダーイム式灌漑の発達とともに, 農業生産の発展の結果, 村から離れた集落の発達がみられ,この集落がアズバと称せられた。法的には1913年, 耕地へのアズバ建設が承認されている。現在, 村(行政村)の数4300に対し, アズバ数は1万5000と推定されている。

(注7) 拙稿「アラブ連合共和国農地改革の評価作業に関する覚書」(昭和37年度産業構造第5~1,中近東産業構造委員会報告,アジア経済研究所,昭和38年)を参照。

(付記) 本稿は昭和40年度「現代アラブ連合の総合研究」研究会の報告の一部である。

(調査研究部中東調査室長)